

中城村立中学校整備事業
要求水準書

令和6年4月

(令和6年8月修正版)

中 城 村

目次

第 1 総則	1
1 本事業の目的	1
(1) 本事業の目的	1
(2) 本事業のコンセプト	2
(3) 基本理念	2
2 本事業の概要	3
(1) 事業の対象となる施設	3
(2) 事業方式	3
(3) 事業の対象範囲	3
(4) 事業者の収入	4
(5) 光熱水費の負担	5
(6) セルフモニタリングの実施	5
(7) 工事費増減一覧表の作成	6
(8) 事業スケジュール（予定）	6
3 用語の定義	6
4 遵守すべき法制度等	7
5 「事業予定地」の諸条件	9
(1) 立地条件	9
(2) 敷地条件	9
(3) 整備対象施設の概要	9
第 2 設計業務	10
1 設計業務における基本的な考え方	10
(1) 意匠計画の考え方	10
(2) 環境への配慮	16
(3) 構造計画の考え方	16
(4) 設備計画の考え方	17
(5) 防災安全計画の考え方	23
2 設計業務対象施設に係る要件	24
(1) 全体配置等	24
(2) 諸室ごとの要件	25
3 設計業務実施に係る要求内容	45
(1) 業務の対象範囲	45
(2) 業務期間	45

(3)	設計体制と主任技術者の配置・進捗管理.....	46
(4)	設計計画書及び設計業務完了届の提出	46
(5)	各種申請業務	46
(6)	基本設計及び実施設計に係る書類の提出.....	46
(7)	設計業務に係る留意事項	47
(8)	設計変更について	47

第3 建設・工事監理業務 48

1	業務の対象範囲	48
2	業務期間	48
(1)	業務期間.....	48
(2)	業務期間の変更.....	48
3	業務の内容.....	48
(1)	基本的な考え方.....	48
(2)	工事計画策定に当たり留意すべき項目	49
(3)	実施体制.....	49
(4)	着工前業務	50
(5)	建設期間中業務.....	51
(6)	完成時業務	53

第4 維持管理業務 56

1	維持管理業務総則.....	56
(1)	業務の対象範囲.....	56
(2)	業務期間.....	56
(3)	維持管理業務仕様書	56
(4)	維持管理業務計画書	57
(5)	業務報告書	57
(6)	各種提案.....	58
(7)	業務実施上の留意点	58
2	建築物保守管理業務	59
(1)	定期保守点検業務	59
(2)	不具合等への対応	60
3	建築設備保守管理業務.....	60
(1)	定期保守点検業務	60
(2)	不具合等への対応	61
4	外構等維持管理業務	61
(1)	定期保守点検業務	61

(2) 植栽管理業務	62
(3) 不具合等への対応	62
5 環境衛生・清掃業務	62
(1) 環境衛生業務	62
(2) 定期清掃業務	63
6 保安警備業務	63
(1) 防犯・警備業務	63
(2) 防火・防災業務	64
7 修繕業務	64
(1) 長期修繕（保全）計画及び大規模修繕計画の作成	64
(2) 修繕業務	65
(3) 修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	65

添付資料

資料 1 用語の定義
資料 2 事業予定地位置図
資料 3 事業予定地現況測量図（接続道路・設備インフラ・農業用水路現況図含む）
資料 4 土質調査報告書
資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表
資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト
資料 7 スクールバス・給食配送車の規格
資料 8 主な維持管理業務項目詳細一覧
資料 9 年間光熱水費の状況
資料 10 GIGA スクール整備状況
資料 11 生徒・クラス数の推移
資料 12 閲覧資料一覧
資料 13 要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）【記入例】
資料 14 音響調整卓の規格
資料 15 安里のムラガーへアクセス動線のイメージ図
資料 16 現中城中学校の記念碑・記念樹等リスト

第 1 総則

中城村立中学校整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、中城村立中学校整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、中城村（以下「本村」という。）が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設の設計、建設及び維持管理業務に関するサービス水準を示すものである。

なお、P F I 事業の持つ特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力等を最大限に活用するため、要求水準書については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする。よって、事業者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の「要求水準」として優先的に適用するものとする。

また、本村は事業者が行う設計、建設・工事監理、維持管理の全ての業務についてモニタリングを行う。その際、「要求水準」の内容をモニタリング時の基準として用いる。事業者は、設計、建設・工事監理、維持管理の全ての業務について、本村のモニタリングに先立ってセルフモニタリングを行い、要求水準書及び事業提案との整合性についての確認結果（要求水準書及び事業提案の全ての内容をリスト化し、整合性のチェック結果と具体的な実践内容を記入したもの）を本村に報告するものとする。

1 本事業の目的

(1) 本事業の目的

本村は、本村内の公立学校 4 校のうち、中城小学校及び津覇小学校について、中城村立小学校整備事業により、校舎等の建替えを進めている。中城中学校は、築後 39 年以上が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況にあり、中城村立小学校整備事業に引き続き、校舎等の建替えが必要である。

また、中城中学校は、近年の本村内における人口増加及び将来的な人口減少社会の到来を見据えた適正な規模での公立学校の教育環境整備を行っていくことが必要とされており、中城村役場周辺エリア一体のシビックコア化の推進と合わせ、中城中学校の移転を行うこととしている。

本事業の実施にあたっては、既に移転した中城村役場や中城小学校及び津覇小学校の再整備等、現在村内での大規模な事業が続いていることから、健全な財政運営も求められている。

本事業では、中城中学校の整備により、安全・安心で快適な教育環境を確保し、適正規模での新たな学校づくりを行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F

Ⅰ法」という。)を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指すものである。なお、本事業における施設整備のあり方についての骨格が示されている「中城村立小中学校改築整備基本計画書」(令和3年3月)を踏まえた整備とするものである。

(2) 本事業のコンセプト

**維持管理が容易であり、機能・性能・安全性を
最大限に活かしたシンプルかつ開放的な学校**

(3) 基本理念

① 生徒が自ら学ぶ意欲が創出される学校

本村では、中城中学校の学校教育目標に掲げる通り、生徒の自主性を重んじており、様々な知的好奇心に対し、自発的に学習する機会を創出する施設づくりを目指す。

図書館機能(特に護佐丸、中城城跡等の地域の歴史資料等)の充実、授業等で使用・作成した教材を展示できる空間の創出、地場産材の活用等、子どもたちが歴史・文化などさまざまな情報に触れる機会を創出する。

また、異なる学年同士が交流できる共用空間を整備し、子どもたちが自然とあつまり、コミュニケーションを図ることができる空間を創出する。

② 質の高い教育環境を実現する学校

一斉指導やグループ学習、少人数指導、習熟度別授業等の多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設計画とする。

また、情報活用能力の育成等を目的に、ICT教育の実施に向けたICT機器の導入やインターネット接続に必要なLAN配線等の環境整備を行う。

生徒が日頃から環境問題に理解と関心を深めるために、CO₂の削減等の環境負荷軽減に努めるとともに、自然環境・自然素材との触れ合いを通して環境教育に活用できる施設を目指す。

③ 長きにわたり使い続けられる可能性のある学校

学校の施設計画に当たっては、人口の自然増減や社会増減を加味した生徒数の将来推計をもとに適切な学級編成に対応した施設計画とする。

また、将来発生が予想される空き教室の地域連携室や少人数学級等としての活用を見据えた施設計画とする。

④ 学校と地域との連携を促進する学校

学校は、地域コミュニティの拠点として、地域住民にとっても生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場としての役割を担うことが期待されている。地域連携室の整備や屋内運動場等の地域開放を考慮した施設計画とする。

⑤ 生徒や地域の安全・安心を確保するための学校

整備対象となる中城中学校は、本村の指定避難所に指定される予定であり、防災面での強化が求められている。そのため、耐震性、防災性の高い計画とし、地域の防災拠点としての機能を有した施設とする。

また、防災設備の充実や校内の見通しの良い位置への職員室の配置等、日頃の安全性のため、防犯性に配慮し、廊下の柱等の突起物や窓ガラス等についても、子どもたちの衝突を考慮した計画とする。

2 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下に掲げるものとする（中城中学校の校舎等の建築、設備、什器・備品、屋内運動場、校庭、外構、その他敷地内の全ての工作物等を含めて総称して「本施設」という。）。なお、中城中学校敷地を「事業予定地」という。

① 中城中学校

事業予定地に以下の施設を整備する。

- 1) 中城中学校の校舎
- 2) 屋内運動場
- 3) 校庭
- 4) 外構（駐車場、駐輪場、植栽、フェンス等）

(2) 事業方式

本事業は、P F I 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者である本村が事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本村に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、本施設の維持管理業務を行う方式（B T O : Build Transfer Operate）により実施する。

(3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

- 1) 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- 2) 設計業務
- 3) 近隣対応業務
- 4) 電波障害調査業務
- 5) 各種申請等の業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

- 1) 建設業務（既存残置工作物等の解体撤去を含む）
- 2) 什器・備品等の調達・設置業務
- 3) 工事監理業務
- 4) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）
- 5) 電波障害対策業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

- 1) 建築物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 外構等維持管理業務
- 4) 環境衛生・清掃業務
- 5) 保安警備業務
- 6) 修繕業務（※）
- 7) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本村が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建築物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(4) 事業者の収入

本村は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価並びに、維持管理業務の対価からなる。

(5) 光熱水費の負担

維持管理業務の実施に係る光熱水費（中城中学校で発生するものに限る）は、本村が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とすること。可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

(6) セルフモニタリングの実施

事業者は、本事業で実施する全ての業務の水準を維持し、改善するよう、各業務のセルフモニタリングを徹底するとともに、その結果を踏まえ、本事業全体のセルフモニタリングを実施すること。

事業者は、事業契約等の締結後、速やかに、事業全般に係る事項についてセルフモニタリング実施計画書を策定し、本村に提出して確認を受けること。ただし、設計、建設・工事監理及び維持管理の各段階に係る詳細なセルフモニタリング実施計画書は、各業務の実施前に策定し、本村に提出して確認を受けること。

セルフモニタリング実施計画書では、要求水準書に規定する内容、事業提案書の内容及び本村が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。また、実際に提供するサービスが要求水準書及び事業提案書に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。なお、全ての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。

セルフモニタリングの内容については、協議の上設定するものとする。

事業者は、基本設計終了時、実施設計終了時、建設・工事監理業務終了時及び維持管理期間の年ごとに1回以上、本村にセルフモニタリング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告書には、以下の内容を記載すること。

- ・ セルフモニタリングの実施体制
- ・ セルフモニタリングの実施状況
- ・ セルフモニタリングを行った結果発生した不具合、改善点等
- ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
- ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策

事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。

- ・ 要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化（項目化）すること。
- ・ 全ての項目について一項目ごとに整合性（合致しているか否か）の判断結果を記載すること。

- ・ 全ての項目について一項目ごとに整合性の判断の根拠が確認できる書類（図面等を含む）の名称、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容・実践内容等を記入すること。

(7) 工事費増減一覧表の作成

設計・施工段階においてコストの変動が生じた場合は、その都度、該当部分の変更前後の数量、単価、金額（当該根拠資料含む）を含む内容で工事費増減一覧表を作成すること。工事費増減一覧表は、速やかに本村に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。詳細は本村と協議の上作成するものとする。

(8) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和7年3月
事業期間	事業契約締結日～令和26年3月末日
設計・建設工事	事業契約締結日～令和11年2月末日
引渡し日	令和11年2月末日まで
開校準備期間	本施設引渡し日～令和11年3月（春季休暇期間）
供用開始日	令和11年4月
維持管理期間	本施設引渡し日～令和26年3月末日

※磁気探査調査の実施時期を考慮し、3月から5月までの期間に本施設の着工を行うことは不可とする。

※供用開始日は、供用開始の期限を示すものであり、事業者の提案による早期供用開始等を妨げるものではない。ただし、開校準備期間（引っ越し等）の時期は春季休暇や夏季休暇等、長期休暇期間中の実施を想定しており、学校授業等の実施に支障のない計画とすることとし、引越しのスケジュールも合わせて提案すること。

※活用を予定している補助交付金の関係から、事業者の提案により引渡し日を早める場合には、校舎の引渡し日を4月から6月末日前までの期間にすることは不可とする。

3 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1用語の定義」において示すとおりとする。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。平成30年一部改正。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）のほか、次に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱及び基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、次に記載のない法令等（関連する政令、条例等を含む。）並びに関連する要綱及び基準（最新版）等（以下「関係法令等」という。）についても事業者の責任において調査を行うとともに、事業者は、各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行い、本事業の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

【法令、条例等】

- 1) 建築基準法
- 2) 都市計画法、景観法、屋外広告物法
- 3) 消防法
- 4) 農地法
- 5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 6) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- 7) 学校教育法、学校保健安全法、学校図書館法
- 8) 文化財保護法
- 9) 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壤汚染対策法
- 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- 11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- 12) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 13) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- 14) 電気事業法
- 15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 16) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 17) 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- 18) 建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- 19) 条例等

i) 沖縄県建築基準法施行条例

- ii) 沖縄県県土保全条例
- iii) 沖縄県環境基本条例
- iv) 沖縄県環境影響評価条例
- v) 沖縄県生活環境保全条例
- vi) 沖縄県産業廃棄物税条例
- vii) 沖縄県公害防止条例
- viii) 沖縄県福祉のまちづくり条例
- ix) 中城村景観条例
- x) 中城村火災予防条例
- xi) 中城村下水道条例
- xii) 中城村廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例
- xiii) 中城村暴力団排除条例

20) その他関連法令、条例等

【要綱、基準等】

- 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- 2) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- 3) 建築構造設計基準及び同基準の参考資料
- 4) 建築設計基準及び同解説
- 5) 建築設備設計基準
- 6) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 7) 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- 8) 建築工事安全施工技術指針
- 9) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- 10) 建設副産物適正処理推進要綱
- 11) 中学校設置基準、中学校施設整備指針
- 12) 学校図書館施設基準
- 13) 学校環境衛生基準
- 14) 沖縄県開発許可制度に関する運用基準
- 15) 沖縄県環境基本計画
- 16) 沖縄県地球温暖化対策実行計画
- 17) その他関連要綱及び基準

5 「事業予定地」の諸条件

(1) 立地条件

事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 所在地 中城村字安里及び当間地内
- ② 敷地面積 約 29,800 m²
- ③ 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
- ④ その他地域地区 防火地域等：なし、高度地区：なし、地区計画等：なし
- ⑤ 日影規制 なし
- ⑥ 接続道路
 - ・ 南東側 約 5.0m
 - ・ 南西側 約 9.0m
- ⑦ 給水
 - ・ 南東側に給水管あり
 - ・ 上水道負担金は、本村にて別途負担する
- ⑧ 排水
 - ・ 南西側に排水管あり
- ⑨ その他インフラ
 - ・ 都市ガスの供給はない

(2) 敷地条件

敷地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。

- ① 敷地の現況：「資料 2 事業予定地位置図」、「資料 3 事業予定地現況測量図（接続道路・設備インフラ・農業用水路現況図含む）」
- ② 設備インフラの整備状況：「資料 3 事業予定地現況測量図（接続道路・設備インフラ・農業用水路現況図含む）」
- ③ 敷地の地質及び地盤：「資料 4 土質調査報告書」

(3) 整備対象施設の概要

整備対象施設に関しては、「資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を参照すること。

第2 設計業務

1 設計業務における基本的な考え方

事業者は、本施設の建築物の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、利用者等の安全を確保しつつ、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、仕上げ材についても美観を維持するとともに、破損、漏水等がなく、本施設の完全な運用が可能となるように、設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

沖縄特有の地域の気候・風土、災害等に配慮した設計とすること。

文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」等を参考に、現代の学習環境に見合った設計とすること。

(1) 意匠計画の考え方

① 全体配置・動線

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮し、次の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。

- (a) 隣接する中城ひらやすこども園への日陰・圧迫感に配慮した配置計画とし、原則こども園側へ近接しない配置とすること。また、本事業予定地と中城ひらやすこども園敷地との敷地境界の水路の維持管理がしやすい配置とすること。
- (b) 学習環境の向上を図るため、採光、通風等に配慮すること。
- (c) 諸室等の配置にあたっては、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。
- (d) 諸室の利用・管理区分や防犯性の確保に配慮しつつ、施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- (e) 規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。
- (f) 施設の維持管理及び運営を視野に入れた施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。特に、職員でも屋根等の高所への安全な移動が可能な計画、1階諸室への搬出入に配慮した車両動線等の確保に留意すること。
- (g) 施設の管理・運営のしやすさに配慮した計画とすることを前提とし、特徴的なデザイン性の高い計画は避けること。
- (h) 生徒の登下校時の動線、地域住民等が利用する諸室へのアクセ

ス、車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。

- (i) 昇降口玄関は、生徒の通学ルートからの距離に留意した配置とすること。
- (j) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (k) 騒音、振動、排気、夜間照明及び日影の影響等、近隣の住宅環境に十分配慮した計画とすること。
- (l) 敷地入口から各フロア・諸室までのバリアフリー動線を確保すること。なお、エレベーターを給食配膳用と兼用とする場合は、給食の配膳動線も考慮した配置とすること。
- (m) 地域住民が利用する諸室の配置は、地域住民が校舎へ立ち入る範囲を最小限に留めるように配慮すること。具体的には、地域開放を想定した動線管理（リングシャッター等による管理区分の徹底等）に配慮することとする。また、非地域開放部分への立入可能範囲を最小限に留める諸室配置及び動線計画とすること。なお、地域住民が利用する諸室は「資料5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示すとおりである。
- (n) 将来の生徒数の変動や地域の拠点としての役割の変化に対応し、増築や改修等が可能となるような配置計画を前提として、長期間建物を有効に活用できる施設整備とすること。将来的にプールの増築が可能となるよう施設の配置計画を工夫すること。
- (o) 教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品の変更、学科改編等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。
- (p) 敷地内にある既存の農業用水路（「資料3 事業予定地現況測量図（接続道路・設備インフラ・農業用水路現況図含む）」に示す）は点検口を設けた上で暗渠化し、農業用水路としての機能を損ねないように計画すること。また、現位置からの移転も可能であるが、事前に本村の関係課と協議し、事業者の責任により、農業用水路の利用者の合意を得ること。なお、当該農業用水路の暗渠化及び事業者の提案による現位置からの移転に係る整備費用は、本事業の業務範囲内とする。

② 施設規模、必要諸室及び什器・備品

ア 施設規模及び必要諸室

本事業に必要な諸室は、「資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」のとおりとし、その諸室面積は最低基準とする。なお、本施設を可能な限りコンパクトな計画とし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

イ 什器・備品

「資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト」に示した什器・備品を、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、調達及び配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品で、かつ施設と一体化するものは、原則として、建築工事に含めるものとする。什器・備品の寸法は参考であり、諸室の形状に応じて適切に計画すること。また、角や端部の R 処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。

③ 仕上計画

ア 共通

- (a) 本施設は、教育施設としてふさわしい外観及び内観とし、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮し、清掃及び管理が実施しやすい施設となるよう配慮すること。
- (b) 仕上げ材は、各機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で適切な組合せを選択し、長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。また、危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、特に身体の不自由な障がい者等への安全性に配慮すること。
- (c) 経年劣化を想定した仕様とすること。また、ライフサイクルコストの低減に配慮し、交換費用が高価なものは、可能な限り避けること。
- (d) 使用材料は、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上方法等の選定に当たっては、原則として「建築設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 18 年）に記載されている項目の範囲と同等以上とすること。
- (e) 外気に面する外壁や屋根スラブコンクリート内に結露の原因とな

る打込み配管を行わず、断熱材の断面欠損となる埋め込み配管も行わなくて済むように、意匠設計において LGS 等で壁を付加するなどして、配管を通す空間を確保すること。

- (f) 柱内に断面欠損となる打込み配管を行わなくて済むように、意匠設計において LGS 等で柱を付加するなどして、配管を通したり、スイッチ BOX を埋込む空間を確保したりすること。

イ 外装

- (a) 清掃等、維持管理のしやすさに配慮し、華美なデザインとならないよう配慮すること。
- (b) 使用材料、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化に寄与するよう計画すること。
- (c) 屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある材を使用すること。
- (d) 大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、変形・破損等に伴う漏水が発生しないよう留意すること。
- (e) 海水による塩害も想定されるため、その耐候性、耐久性に十分配慮した材料を使用すること。
- (f) 屋根は点検が容易な陸屋根を基本とすること。
- (g) 屋上には塔屋を設置し、平常時は生徒等が立ち入らないような対策を行うこと。
- (h) 漏水を防ぐため、屋根、外壁面及び開口部について十分な防水措置を講じること。特に、排水しにくい屋根部分、設備配管等と周囲とのジョイント部分、各種シール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
- (i) 結露を防ぐため、外壁、屋根等を必要に応じて断熱化するなど、十分な対策を講じること。また、廊下等の空調の無い空間や、ピロティ等の外気に面する空間の直上の床等についても、断熱化するなど考慮すること。
- (j) 外壁面は、割れ・落下の危険性やメンテナンス費用を考慮し、磁器質タイルの使用を避けること。
- (k) 雨樋は、軒天及び建物内部への漏水を防止するため、建物外部を通すこと。
- (l) 生徒等が利用する外部戸は、安全面を考慮し、引戸を基本とすること。
- (m) 屋外への出入口には、庇を設けること。
- (n) 窓は、清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス

窓を避け、開閉式の窓を基本とすること。また、建物外周部の窓は、十分な断熱に配慮すること。

- (o) 高所への窓の設置は可能な限り避けることとし、設置する場合は、キャットウォーク等を配置すること。
- (p) 外壁カーテンウォール等を設ける場合は、窓ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画すること。
- (q) 半屋外スペースの軒裏、高所や換気フード、排水口等において、鳥類及び鼠族、昆虫、ハブ等の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。
- (r) 適宜、防音対策を行うこと。

ウ 内装

- (a) 壁の仕上げ材は、生徒等の蹴破り等に耐えられる設えとすること。
- (b) 壁・床の仕上げ材は、各種活動内容を考慮し適切に選定すること（耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等）。また、フローリングでの床材の整備は不可とする。
- (c) 消火器等は壁面収納とするなど、突起物がないよう計画すること。
- (d) 可動間仕切りは、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫）で、たわみやゆるみ等の変形が生じにくく、かつ、防音性や耐久性に配慮すること。
- (e) 大きな扉や重い扉は、使い勝手や耐久性の観点から、必要以上の開口寸法としないこと。
- (f) 天井材については、生徒の設備配管等へのいたずらやほこり、清掃のしやすさ、安全対策に配慮すること。
- (g) 天井高 6.0m 以上の空間には、原則、天井材を張らないこと。また、天井高に関わらず、水平投影面積が 200 m²を超える天井は、「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（文部科学省）に適合する仕様とすること。
- (h) 内装は、木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」などを活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材や布等の材料を多く採用することが望ましい。
- (i) 建物内において、配管や配線等が見えるような計画とする場合には、色彩等の工夫により目立たないものにすること。
- (j) 校舎棟内は土足利用を基本とし、保健室、地域連携室及び屋内運動場は内履きに履き替えて利用する計画とする。保健室及び地域

連携室には、室内に土間スペースを設けて履き替えるものとし、屋内運動場には、屋内運動場玄関を設けて履き替えるものとする。

④ 外構計画

- (a) 校庭や校舎のメンテナンス、実習材料の搬出入等、駐車場以外の車両動線にも留意した舗装とすること。また、インターロッキング舗装は不可とする。
- (b) 植栽計画は関係条例に適合することを前提とするが、新規に計画する樹木は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定すること。
- (c) 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように計画すること。
- (d) ハブ等の危険生物が敷地内に侵入しないよう、敷地境界部の擁壁やフェンス等を計画すること。

⑤ サイン計画

- (a) 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。
- (b) 施設外部のサインは大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とすること。
- (c) サインは、施設を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から認知が容易であるものとする。
- (d) サインは、日本語とあわせて英語を併記すること。
- (e) 来客用玄関の付近には、現在地及び施設内の案内等の表示を含む施設の案内板を設置すること。
- (f) 室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行い、室名称のサインは全ての部屋に設けること。
- (g) 各諸室のサインは、クラス配置の変更や空き教室の転用による有効活用に対応できるよう着脱式とし、予備も見込むこと。
- (h) 突き出しサインを設置する場合は、衝突の危険がないよう設置高さに留意すること。また、生徒のいたずらにより破損、落下しない頑丈な仕様とすること。
- (i) 敷地内及び施設内部に、必要に応じ、注意書きの標識等を設置すること。
- (j) 建物外壁及び主要な敷地出入口には校名サインを設置すること。
- (k) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしても良い。
- (l) サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。

- (m) 表示内容等については、設計業務段階において本村に確認すること。

(2) 環境への配慮

① 地域性・景観性

- (a) 地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ、愛される景観を創ること。
- (b) 建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、親しみのあるデザインとし、景観性を重視すること。
- (c) 周辺環境への対応としては、近接している住宅等を考慮し、視覚的な圧迫感を和らげるよう配慮すること。
- (d) 建設期間中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

② 環境保全・環境負荷低減

- (a) 本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用するなど、環境負荷低減に向けた対策を図ること。
- (b) 環境負荷低減に向けた対策として、自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ることとし、各種施設等でエネルギーを活用できるような工夫や生徒等に対する環境教育に寄与するような、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。
- (c) 環境負荷低減に資する設備・システム等の設置・導入に際しては、台風等による被害に留意した計画とすること。
- (d) 省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討した計画とすること。

(3) 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020年版建築物の構造関係技術基準解説書」（国土交通省住宅局建築指導課）及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）等に準拠すること。また、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

なお、校舎及び屋内運動場は鉄筋コンクリート造を基本とすることとし、ク

ラブ室はこの限りではないが耐震安全性に配慮した計画とすること。

また、将来の間取り変更に対応できるよう耐震壁の配置等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。

① 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の II 類とすること。

② 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の A 類とすること。

③ 建築設備の耐震安全性の分類

本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の乙類とすること。

(4) 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空調・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

なお、「資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

① 共通

- (a) 諸室に必要な設備は、「資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」、「資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト」を参照し、施設計画に合わせた適切な設備を見込むこと。
- (b) 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した計画とすること。
- (c) 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。
- (d) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (e) 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備及び配電盤内に電灯及び動力の予備回線を計画すること。
- (f) 設備類は故障するものとして想定し、故障の際には、本施設の運

営への影響が最小限となるよう配慮すること。また、吹抜や屋内運動場等の高所に設置せざるを得ない機器類は、容易に交換や清掃等の維持管理ができるよう配慮すること。

- (g) 将来の設備更新・増加の可能性を踏まえ、PS、EPSの予備スペースや躯体の予備スリーブを確保すること。
- (h) 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。
- (i) 海風等による塩害も想定されるため、塩害対策に配慮した機器の性能及び選定を行うこと。
- (j) 設備機器の設置に際しては、台風等の風害への安全対策に配慮すること。

② 電気設備

ア 照明・電灯設備及びコンセント設備

- (a) 照明器具、コンセント等は、生徒等の事故防止のため設置高さ等に配慮のうえ、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令等に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- (b) 照明器具は、原則として全てLED照明とし、容易に交換ができるよう配慮すること。入手困難な電球、電池等を使用しないこと。
- (c) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- (d) 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。また、昼光を利用した照明制御や、人感センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。
- (e) 点滅の細分化を行うなど、間引き点灯が可能な計画とすること。
- (f) 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、職員室や事務室等においても全ての照明や電源の一括管理ができるように計画すること。また、コンセントは前面、背面のどちらにも配置すること。
- (g) 家庭科室、理科室、金工室・木工室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位（例えば金工室・木工室と金工・木工準備室で一つの単位とする）で電源の管理が行えるよう整備すること。
- (h) 照明器具には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が

容易にできるよう工夫すること。

- (i) 屋外コンセントは、校舎に近い位置等、管理しやすい箇所に適切に配置すること。

イ 情報通信設備

- (a) 情報通信のネットワーク対象施設（「資料5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」参照）において、有線 LAN 用の配管配線及び情報コンセント（中継 HUB を含む。）を設けること。また、各諸室にアクセスポイントを設けて無線 LAN（Wi-Fi ルーターを含む。）が利用できるよう必要設備を整備すること。
- (b) LAN 回線は、①教務系：教員の校務用、②GIGA スクール系：生徒の教育用、③生徒系：生徒がインターネットを使用できる調べ学習用、④外部委託系：外部委託業者が別途引込むに見守りシステム用等の4系統を想定した計画とすること。なお、詳細は、設計段階において本村と協議の上、設計内容に反映すること。
- (c) 無線 LAN は、教務系及び GIGA スクール系の2系統を利用できるよう必要設備を整備し、GIGA スクール系は、屋外（校舎周辺に限る）でも利用できる計画とすること。
- (d) 教務系及び GIGA スクール系については、高速大容量の利用ができるよう通信ネットワークを整備し、生徒がそれぞれの端末を十分に活用できるよう計画すること。
- (e) 各普通教室には、端末を保管できる充電保管庫の設置スペースを設けること。
- (f) 無線 LAN は、情報セキュリティに配慮の上、一元管理ができるものとする。
- (g) 将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線等は増設変更しやすいよう配慮すること。
- (h) 配線仕様は、提案時点の最新のもので計画すること。

ウ 呼出設備

- (a) 来客用玄関にカメラ付インターホン等を設置し、職員室にて確認できるよう、必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
- (b) エレベーター及びバリアフリースイレに緊急呼出ボタンを設け、異常があった場合に、職員室及び事務室に異常を知らせる表示盤を設置すること。

エ 電話設備、校内放送設備及びテレビ受信設備

- (a) 電話（２回線）、施設内放送及びテレビ放送受信設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。また、対象施設（「資料５必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」参照）において、外線・内線電話設備（端末の設置を含む）を設けること。
- (b) 本施設と中城村役場を内線電話設備にて、接続する計画とすること。
- (c) 学校の校内放送設備は、職員室及び放送室から校舎内、校庭及び屋内運動場に放送可能な設備とすること。なお、放送室は校庭に面して設け、放送室から屋外の様子を見ながら放送できるようにすること。
- (d) 校庭にレピータ盤を設置するなど、各種イベントに対応可能な設備を整備すること。
- (e) 近隣への影響を考慮し、校庭、半屋外スペース、ピロティ、駐輪場への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕組みとすること。
- (f) 校内放送設備の配線仕様は、消防法上の非常用放送設備に対応できるものとし、中城北中城消防組合と協議の上、決定すること。
- (g) 職員室にプログラムタイマーを設置し、チャイムと連動させること。

オ 受変電設備

- (a) 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して計画すること。
- (b) 分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。
- (c) 事務室には使用電力量（一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。）を簡易に確認できるような設備を設置すること。

カ 警備設備

- (a) 警備システムは、機械警備を基本とし、地域開放スペースとその他のスペースの管理区分を考慮して計画すること。設置場所は、職員室、校長室、事務室、保健室のほか、貴重品及び危険性が高い備品が収容されている室（例：タブレット端末を保管する普通教室、化学薬品等を保管する理科準備室、楽器を保管する音楽準備室など）を基本とする。
- (b) 監視カメラや監視モニターを設置すること。なお、昇降口玄関、校門、外階段等、敷地・建物の出入が可能な箇所には監視カメラ

を設置すること。

- (c) 警備システムの内容及び設置場所等については、本村と協議の上、設計内容に反映すること。
- (d) 緊急事態時において、各諸室から職員室や事務室等に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。特に、火災発生時には、発報諸室から、自動的に全ての諸室に緊急放送が流れる設備（非常用放送設備）を整備すること。

③ 空調換気設備

ア 空調設備

- (a) 原則として、空調（冷暖房）設備は「資料5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- (b) 普通教室及び特別教室内の空調設備は各教室内で操作できないものとし、職員室にて集中管理出来るものとする。
- (c) 各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- (d) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。
- (e) 各諸室のほかに、職員室で、全ての空調設備の電源管理、温度管理、スケジュール設定等ができるものとする。また、電気使用量の見える化を図るため利用率や使用量などをデータ出力できるものとする。
- (f) 昇降口玄関、コモンホール等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。
- (g) 冷暖房設備は、教室内の温度差が出ないように配慮するとともに、維持管理費の抑制に配慮すること。
- (h) 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定し、電気ヒートポンプ式エアコンは、修理対応が迅速なメーカー及び代理店等を選定すること。
- (i) 高温多湿な気候であることを踏まえ、湿度調整等、提案に応じ必要な設備を導入すること。

イ 換気設備

- (a) 各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮すること。
- (b) 給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とするこ

と。

- (c) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとする。
- (d) 各諸室は、自然換気を図りつつ、冷暖房設備による夏の高温防止対策に配慮すること。

ウ 自動制御設備

- (a) 空調設備及び換気設備（単相ファンは含まない）は、遠方発停制御が可能であること。

エ 熱源設備

- (a) 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用すること。

④ 給排水衛生設備

ア 共通

- (a) メンテナンス性を考慮し、天井内ではなく PS 等に、器具、機器及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。
- (b) 建物導入部や別の構造体同士を跨る場合には、フレキシブルジョイントを適切に設置するなど、変位吸収を考慮すること。

イ 給水設備・給湯設備

- (a) 原則として、給水設備及び給湯設備は「資料 5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とすること。
- (b) 校舎の給水方式は原則、高置水槽方式とし、重力により給水する方式とすること。ただし、計画に応じて、直結給水方式等、適切な方式を適宜検討すること。
- (c) 給湯設備は、中央給湯方式ではなく、局所給湯方式とすること。
- (d) ランニングコスト軽減のため、雨水、井水の利用を必要に応じて検討し、本村と協議の上、設計内容に反映すること。

ウ 排水設備

- (a) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。

- (b) 必要に応じて、グリーストラップやプラスチックトラップ等の阻集器を設けること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。

エ 衛生設備等

- (a) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- (b) 衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、かつ、節水型の器具を採用すること。
- (c) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すること。
- (d) 手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。

(5) 防災安全計画の考え方

① 安全性の確保

- (a) 地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。
- (b) 火災発生時の避難安全対策に配慮すること。
- (c) 吹抜け、窓、ベランダ、その他等の生徒の転落が予想される箇所については、安全柵の設置及び十分な高さの確保やネットの設置等、十分な安全性を確保すること。
- (d) 吹抜け、窓、ベランダ、その他等の物の落下の危険が予想される箇所については、ネットの設置や安全柵下部の落下防止等、十分な安全性を確保すること。
- (e) 屋内外に面するガラスの取り付け部については、防犯対策や部活動等の利用、台風等の災害に配慮し、ガラスの衝突安全性を確保するとともに、割れた際の安全性に十分配慮すること。具体的には、原則として全てのガラスは、強化ガラス（学校用強化ガラス含む）、合わせガラス、または飛散防止フィルムの貼り付けのいずれかを採用すること。ただし、屋内ドアの小窓等、破損による危険性の少ないガラス部分については、この限りではない。

② 保安警備の充実

- (a) 警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニターによる一元管理を行うこと。
- (b) 機械警備システムは、地域開放スペースの地域住民等の利用を考慮して計画すること。

- (c) 防犯上、適切な照明設備を設置するとともに、管理諸室からの視認性確保等、施設の保安管理に留意した計画を提案すること。

2 設計業務対象施設に係る要件

設計業務対象施設に係る要件を以下の(1)、(2)に示す。

なお、対象施設の詳細は以下に示す通りとする。各諸室に配置される什器、設備等は「資料5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」、「資料6 建設業務に含む什器・備品等リスト」を参照すること。設計業務対象施設は、校舎、屋内運動場、校庭及び外構とする。また、本事業では、事業予定地外に位置する既存校舎等の解体・撤去等は含まないものとする。ただし、事業予定地内に残置されている工作物等は解体・撤去すること。

(1) 全体配置等

- (a) 地域活動の場となるスペースの配置に配慮し、積極的な地域交流が行えるような施設計画を検討すること。
- (b) 敷地内や建物および外部からの見通しが確保され、死角となる場所が少ない計画とすること。やむを得ない場合は防犯カメラ等を設置すること。
- (c) 全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積して計画することが望ましい。
- (d) 敷地出入口は、南西側道路からのアプローチを主とすること。緊急車両（救急車等）については、計画に応じて事業者の提案によるものとする。ただし、生徒の安全に配慮し歩行者用の門と車両用の門は別とすること。
- (e) 生徒等の登下校、地域活動に利用する諸室等へのアクセス、車両動線、配膳室への搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (f) 生徒の通学にはスクールバス（「資料7 スクールバス・給食配送車の規格」に示す）の利用を想定し、スクールバスの乗降に配慮した配置とすること。また、スクールバスの利用者が待機可能な雨をしのげるスペース（最大90人）を確保すること。
- (g) 本施設の整備によって近隣への日照障害を発生させない規模・配置とすること。また、近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討し、障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (h) 地下階は原則計画しないこと。

- (i) 各校舎棟・グラウンドへのアクセス性、周辺の住宅等への影響等の観点を考慮すること。
- (j) 管理作業用の軽トラックが敷地内を通行できる通路を確保すること。
- (k) 敷地南西側に隣接する「安里のムラガー」及び水路等へ、訪問や清掃管理等、アクセスできる歩車の動線を確保すること（「資料 15 安里のムラガーへアクセス動線のイメージ図」に示す。）。なお、アクセス動線は、学校範囲外（フェンス等の外側）での確保も可とする。
- (l) 敷地南東側の道路境界から敷地境界のセットバックを行い、道路を拡幅すること。ただし、拡幅した道路の舗装は本村が別事業で実施する。
- (m) 敷地南東側の道路境界から敷地境界のセットバック範囲は「資料 3 事業予定地現況測量図（接続道路・設備インフラ・農業用水路現況図含む）」に準拠すること。
- (n) 事業予定地は津波浸水想定区域内となるため、校舎及び屋内運動場を配置する位置は、想定されている浸水深以上の盛土を行うこと。
- (o) 前項の盛土により、事業予定地と前面道路の高低差が生じる場合には、必要に応じて、進入路を整備するための敷地造成を行うこと。なお、進入路は「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に準拠するとともに、車いす利用者等の安全性を考慮し、適切な勾配で計画すること。

(2) 諸室ごとの要件

① 共通事項

- (a) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。また、直射日光による暑さやまぶしさを防ぎ、各教室への雨の吹込み等を抑えることができるよう、庇を設置する等の工夫を施すこと。
- (b) 各教室及び廊下の天井高（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）は、2.7m 以上とすること。また、天井の高さは維持管理のしやすさに配慮すること。
- (c) 内装には木材を使用するなど、木のぬくもりや柔らかさを感じることのできる校舎とすること。
- (d) 地域の指定避難所としての利用も想定し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設計画とすること。

- (e) 外壁、窓はメンテナンスが容易に行えるよう、動線や形状に配慮すること。
- (f) 施設の使い勝手に影響のない範囲で、地域の風土を生かしたデザインを検討すること。

② 普通教室

- (a) 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階にまとまりをもった配置とすること。
- (b) 異学年が同一階とならないよう配慮すること。なお、分棟とし、異学年の教室間に十分な離隔が取られている場合は、同一階への配置も可とする。
- (c) 特別教室や屋内運動場への移動が容易な位置への配置とすること。
- (d) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや什器・備品の形状等に配慮し、居心地の良い教室とすること。
- (e) 教室内に黒板を設置すること。
- (f) 防犯上の観点から、生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を教室内に確保すること。
- (g) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (h) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (i) 学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設けること。
- (j) 多様化する学習に対応できるよう、情報（ICT）機器を利用できる環境を整えること。
- (k) 教室は、廊下や多目的室などと明確に区分し、生徒指導に配慮した計画とすること。
- (l) 習熟度別の学習に対応できる教室スペースを設けること。
- (m) 一斉指導、グループ学習、少人数指導による学習等、多様な学習集団に対応できる空間を確保すること。
- (n) 日照通風等、豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (o) 空き教室となった場合の将来的な地域開放も見据え、外部からも利用しやすい配置とすること。

③ 特別支援学級

- (a) 特別支援学級での少人数学習形態に対応できる柔軟なレイアウトになるよう工夫すること。
- (b) 特別支援学級は、職員室と近接した位置に配置すること。

- (c) 特別支援学級のうち、2室は108 m²以上として、8畳程度の畳張りスペース、ミニキッチンを教室内に整備すること。また、36 m²程度×3室に分割可能となるように計画すること。
- (d) 特別支援学級のうち、(c) に規定する2室以外の4室は36 m²以上として、2畳程度の畳張りスペースを教室内に整備すること。
- (e) (c) に規定する2室の特別支援学級のうち、1室には介助用トイレ（個室、手すり設置等）、シャワーを設置すること。
- (f) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (g) 転倒した際の怪我防止に配慮し、柔らかい素材の床材等を使用すること。
- (h) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや什器・備品の形状等に配慮し、居心地の良い教室とすること。
- (i) 防犯上の観点から、生徒の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を教室内に確保すること。
- (j) 生徒が利用しやすい手洗い場を教室内に配置すること。
- (k) 日照通風等、豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (l) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (m) 教材、教具等を保管するための収納スペースを確保すること。
- (n) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (o) 近接のトイレ内に介助用のトイレ（個室）、シャワー、汚物流し（壁付）を設置すること。

④ 特別教室

ア 共通

- (a) 特別教室は可能な限りまとめた位置に配置すること。

イ 音楽室

- (a) 音楽活動をより充実できるよう、発表空間・練習空間をできる限り確保すること。
- (b) 将来的な地域開放の可能性に配慮して配置すること。また、他の教室や近隣への騒音対策に十分配慮し、普通教室や図書室からはできるだけ離れた位置に配置し、他の教室での学校運営に支障が無いよう十分な防音性能を確保すること。
- (c) 室内音響に配慮すること。
- (d) 音楽室から直接出入り可能な準備室・器具庫を設けること。なお、準備室・器具庫は、既存の楽器等を十分余裕をもって保管で

き、楽器等に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

- (e) 部活動で利用する楽器の器具庫を授業用の楽器の収納庫とは別に独立して確保すること。

ウ 理科室

- (a) 実験用机や必要となる各種設備を適切に配置し、学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保すること。
- (b) 理科室3室のうち1室は実験用机を設置せず、座学で授業を受けられる机配置とすること。
- (c) 顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (d) 実験等で使用する薬品を保管できる薬品庫を設けること。
- (e) 収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- (f) 理科室から直接出入り可能な準備室を設けること。
- (g) 必要に応じて隣接する廊下等に研究成果などの資料掲示スペースを設けること。

エ 金工室・木工室

- (a) 学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保すること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示、作業スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) バルコニーやグラウンドなどの屋外作業空間と連続することが望ましい。
- (d) 金工室・木工室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (e) 隣接する廊下等に作品展示スペースを設けること。
- (f) 作品の搬出入がしやすいように、校舎の1階に配置し、十分な搬入口（開口幅1,200mm程度）を確保すること。
- (g) 木工室は、木くず等が舞うことがないように空気循環可能な計画（換気設備等）とすること。

オ 美術室

- (a) 学習環境に必要な設備を設けるとともに、十分な換気を確保すること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) バルコニーやグラウンドなどの屋外作業空間と連続することが望ましい。
- (d) 美術室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (e) 隣接する廊下等に作品展示スペースを設けること。
- (f) 作品の搬出入がしやすいように、校舎の1階に配置し、十分な搬入口（開口幅1,200mm程度）を確保すること。

カ 被服室

- (a) 学習環境に必要な設備を設けること。
- (b) 被服室から直接出入り可能な準備室を計画し、準備室に作品保管スペースを設けること。
- (c) ミシンなどの収納スペースを設けること。
- (d) 被服の授業に対応できるように、用具置場を設置するなど使いやすさを検討すること。
- (e) 隣接する廊下等に作品資料展示スペースを設けること。
- (f) 調理室と隣接した位置に配置すること。

キ 調理室

- (a) 学習環境に必要な設備を設けるとともに、ガスコンロの利用なども考慮し、十分な換気を確保すること。
- (b) 調理室から直接出入り可能な準備室を設けること。
- (c) 冷蔵庫置き場を設けるとともに、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (d) 調理の授業に対応できるように、調理機器用具置場を設置するなど使いやすさを検討すること。
- (e) 調理した料理を食事できるスペースを確保する（調理スペースとの兼用も可とする）こと。
- (f) 調理台はコンセント付きとすること。
- (g) 被服室と隣接した位置に配置すること。

ク 図書室

- (a) 書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、生徒がより本に親しめる環境となるように工夫すること。
- (b) 個人やグループで自習できるスペースを設けること。
- (c) 教職員が生徒の様子を見守ることができる見通しの良い空間とすること。
- (d) 自主学习や読書等に集中できるよう、静音環境及び自然採光による照度を確保した配置を基本とし、調べ学習をしやすいよう普通教室や特別教室との位置関係に配慮し、生徒が気軽に立ち寄り、リラックスした雰囲気での学習又は交流できるよう工夫すること。
- (e) 共用スペースと複合した計画とする場合には、生徒が学習するためのスペースを独立した諸室として計画すること。また、生徒が学校生活において目につきやすい位置に配置するとともに、昇降口玄関付近など、書籍等を汚損する可能性の高い場所への配置を避けること。
- (f) 必要に応じて、情報学習コーナーや情報発信展示スペースの設置を検討すること。
- (g) 掲示スペースを確保すること。
- (h) 図書室内に司書室を計画すること。
- (i) 司書室は、司書が滞在し、書籍の修繕等に関する作業が可能なスペースを確保すること。

ケ 少人数教室

- (a) 少人数での授業実施に対応できる計画とすること。
- (b) 普通教室、多目的室などと連携した利用に配慮すること。

コ 多目的室（新世代型学習空間）

- (a) 異学年との交流や視聴覚機能としての活用を想定した計画とすること。
- (b) 可動間仕切り等により、利用方法などに応じて2室以上に区分できる計画とすること。

サ 生徒会室

- (a) 生徒会の活動拠点として整備すること。
- (b) 職員室に近接した位置に配置すること。
- (c) 制作物等を搬出入するため、開口幅 1,200mm 程度の扉を1箇所設

けること。

⑤ 管理諸室

ア 校長室

- (a) 会議、応接のスペースを設け、職員室と隣接させ、相互に出入り可能な計画とすること。また、来賓のアプローチや事務室、湯沸室との動線に配慮すること。
- (b) 校庭等を見通すことができ、生徒等を確認しやすい配置とすること。
- (c) 学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚を設置すること。
- (d) 貴重品棚（耐火仕様）を設置するためのスペースを確保すること。

イ 職員室

- (a) 校庭等を見通すことができ、生徒等を確認しやすい配置とすること。
- (b) 校内各所への移動に便利かつ緊急対応ができるように配置・動線に配慮すること。
- (c) 生徒・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮すること。
- (d) 様々な情報を管理できる情報センター機能を整備すること。
- (e) 教務系の LAN 等を構築し、情報環境を整え、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線等は増設変更しやすいよう配慮し、OA フロアなどによる配線のための空間を確保すること。
- (f) 10 人程度で利用する打合せスペースを配置すること。
- (g) プリンター 3 台程度を設置できる計画とすること。なお、プリンターは本村が別途用意する。
- (h) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮すること。
- (i) 各種資料の日々の利用と適切な保管を考慮した棚を設けること。

ウ 事務室

- (a) 職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とすること。
- (b) 書類などを保管する棚を設置できるスペースを確保すること。
- (c) 来校者を確認でき、受付として来客用玄関に隣接した配置とすること。

- (d) 流し・湯沸かし器、ミニキッチン等の設備を設けること。

エ 放送室

- (a) 騒音・遮音対策を講じること。
- (b) 校庭への見通しが容易な配置とすること。
- (c) 「資料 14 音響調整卓の規格」に示す仕様・機能以上の音響調整卓を設置すること。

オ 保健室

- (a) 静けさや良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、生徒が利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 直接緊急車両への乗り入れがしやすいよう 1 階に配置し、校庭等に面して出入り口を設けること。
- (c) 教育相談室と連携しやすい配置とすること。
- (d) 保健室登校の生徒の出入りに配慮した配置とすること。
- (e) ベッド 3 台、収納庫・物入れ（薬品・消毒液等の消耗品等）、流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯場や物干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- (f) 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤は機密文書、個人の健康記録等を保管する施錠可能な保管庫をプライバシーに配慮して確保することが望ましい。
- (g) ベッド及び診察台を設置するスペースは、カーテン等により視線を遮断できる計画とすること。
- (h) シャワー及びトイレを保健室内に設けること。
- (i) 嘔吐物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (j) 下足を履き替えるための土間スペースを設けるとともに、下足入れを設けること。

カ 会議室

- (a) 校長室・職員室との動線に配慮すること。また、職員室から直接出入りできる計画とすること。
- (b) 情報機器を効果的に活用できる環境整備をすることが望ましい。

キ 印刷室

- (a) 職員室及び事務室と近接した配置とし、動線に配慮すること。

- (b) 機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保すること。
- (c) 複合機 4 台程度を設置できる計画とすること。なお、複合機は本村が別途用意する。

ク 給湯室

- (a) 職員室及び事務室に隣接した配置とすること。
- (b) 流し・湯沸かし器、キッチン（ガスコンロ付き）、製氷機等の設備を設けること。

ケ 備品室

- (a) 他の管理諸室の動線に配慮して配置すること。
- (b) 各階に配置すること。
- (c) 必要に応じて、目的別・収納品ごとに、数箇所配置すること。

コ 資料室

- (a) 学校が保管する各種資料を収納できるスペースを確保すること。

サ サーバー室

- (a) 情報管理に必要なサーバーを保管するスペースを確保すること。
- (b) 転倒防止対策を行ったサーバーラックの設置や職員室や事務室からの動線等、適切に機器管理ができるよう計画すること。
- (c) 津波等の被害を想定し、できるだけ高層階へ設置することが望ましい。
- (d) 将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線等は増設変更しやすいよう配慮し、0A フロアなどによる配線のための空間を確保すること。

シ 生徒指導室

- (a) 職員室に近接した位置に、生徒指導室を設けること。
- (b) 教育相談、生徒指導、個別相談、保護者相談等での利用を想定するため、防音等プライバシーに配慮して設置すること。
- (c) 複数の生徒に個別対応できる空間とすること。
- (d) 遮音性のある可動間仕切り等により、4 室に区分できる計画とすること。

ス 教育相談室

- (a) リラックスして話せる空間とし、保健室と連携しやすい配置とすること。
- (b) 生徒・保護者が周囲に気兼ねせず出入りできる配置とすること。
- (c) 防音等プライバシーに配慮して設置すること。
- (d) 複数の生徒に個別対応できる空間とすること。
- (e) 広さの異なる大小の室を設けること。

セ 休憩室（職員更衣室）

- (a) 教職員用に男女別の休憩室（職員更衣室）を設置すること。
- (b) 3畳程度の畳スペースを確保し、畳を設置すること。
- (c) シャワーを設置すること。
- (d) 管理諸室の一角に配置し、職員室及び事務室との動線や防犯に配慮すること。

⑥ その他諸室

ア コモンホール

- (a) 異なる学年同士が交流できる共用空間を整備すること。
- (b) 吹き抜けを設ける等、広々とした空間となるよう配慮すること。
- (c) 教材や生徒の作品等を展示・掲示できるスペースを確保すること。
- (d) 節電節水量等の省エネルギー再エネルギー対策の効果を「見える化」できる設備の設置を検討すること。

イ 配膳室

- (a) 作業の流れを踏まえ、配膳室から各教室職員室までの動線に配慮した配置とすること。各階の配膳室までは配膳員（業者）が運搬し、配膳室から各教室までは生徒自ら運搬する。
- (b) 配膳室（保冷库（牛乳・デザート等）は各階に設置すること。また、1階の配膳室はプラットフォームからコンテナが直進して出し入れできるように計画すること。
- (c) 給食コンテナ用の出入口には配送車から直接給食コンテナを出し入れするプラットフォームを近接する位置に設けること。プラットフォームには給食配送車（「資料7 スクールバス・給食配送車の規格」に示す）が無理なく出入りできること。また、庇等により給食コンテナが雨に濡れないように計画すること。
- (d) 給食配膳用のエレベーターを設置し、壁面には、給食コンテナによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。な

お、給食配膳用のエレベーターは、共用部に設けるエレベーターと兼用とすることも可能とする。

- (e) 給食の配膳に利用するコンテナサイズは、
W810mm×D1400mm×H1450mm を想定するが、設計段階において、本村と協議の上計画すること。
- (f) 各階の配膳室はコンテナを1台以上格納できるような大きさとする。
- (g) 配膳室は掲示板、牛乳保冷库、あえ物用冷蔵庫、パン等のラック、流し台、手洗い、掃除用具入れを設けること。また、牛乳保冷库、あえ物用冷蔵庫の排水経路を適切に確保すること（室内に開放しないこと）。
- (h) 配膳室と廊下との出入口は引き戸（鍵付き）として広い間口を確保すること。生徒が給食を取りに来る際に、一方通行で通り抜けできるような動線を確保すること。
- (i) 空調設備、温度・湿度計を設置し、温度・湿度を適切に管理できるようにすること。

ウ 地域連携室

- (a) 地域開放の拠点となるスペースを確保すること。
- (b) 校舎側へ直接出入り出来ない計画とし、管理区分を明確にすること。なお、校舎と別棟での計画も可とする。
- (c) 地域連携室は独立して使用できるよう玄関を設け、地域連携室内に男女別にトイレを設けること。
- (d) 下足を履き替えるための土間スペースを設けるとともに、下足入れを設けること。

エ 生徒更衣室

- (a) 男女別の更衣室を設けること。
- (b) 屋内運動場及び校庭への動線に配慮すること。
- (c) LGBTQ に配慮した計画とすることが望ましい。
- (d) カーテン等により外部からの視線を遮断できるように計画すること。

オ 備蓄倉庫

- (a) 防災用物資保管のため、災害対策に配慮する。
- (b) 災害時に避難所となる屋内運動場に近接して設置すること。

⑦ 共用部等

ア エレベーター

- (a) バリアフリーに配慮した配置計画とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。
- (b) 学習資材や楽器等の大型備品の運搬に必要なスペースを配慮すること。
- (c) 救急活動時に対応できるようトランク付きエレベーターとし、担架、ストレッチャーを運搬できるよう計画すること。
- (d) 給食配膳用のエレベーターとの兼用とすることも可とする。

イ 昇降口玄関

- (a) 全校生徒が校庭へ短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある昇降口玄関を配置すること。また、傘立てを設置し、水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮して適切に計画すること。
- (b) 昇降口玄関は来客用玄関と別に設置し、来校者の利用とセキュリティに配慮して動線を計画すること。
- (c) 昇降口玄関はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。
- (d) 掲示スペースを確保すること。

ウ 来客用玄関

- (a) 来客用玄関は駐車場からアクセスしやすい位置に設け、昇降口玄関とは別に配置すること。
- (b) 傘立てを設置し、水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮して適切に計画すること。
- (c) 来客用玄関はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。

エ 廊下階段

- (a) 廊下や階段は、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。
- (b) 本施設を分棟配置とする場合の渡り廊下も含め、建物内の廊下や階段は全て屋内空間として計画すること。

- (c) 普通教室付近の廊下には、ウォータークーラー（4教室につき、1台以上）を設置すること。
- (d) 階段は、生徒の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止等に留意し、手すりの形状、高さ等についても十分配慮する。
- (e) 廊下や階段は、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう設え、情報発信できる空間としても計画すること。
- (f) 廊下は、生徒の安全性に配慮した仕上げ等を採用することが望ましい。
- (g) 廊下の壁は、給食運搬用ワゴンに対する壁面保護材、また、柱等には、適宜コーナーガード等を設置すること。
- (h) 階段は、生徒が校庭、屋内運動場、特別教室などを利用する場合の動線に配慮し設置すること。
- (i) 配膳車プールは、動線や衛生面に配慮しつつ、各階の配膳用エレベーター廊下に隣接したスペースとして検討すること。

オ トイレ

- (a) 生徒用トイレは、4クラスにつき1箇所（各学年に2箇所）を目安に設けること。なお、休憩時間の待ち時間や生徒数等の利用者数を考慮した便器数を確保すること。
- (b) 生徒用トイレは、各教室との距離や動線に配慮して、授業間の休憩時間における利用が可能となるよう計画すること。
- (c) 生徒用トイレは、各階の利用しやすい位置に配置し、軽度の肢体不自由のある生徒が利用可能な大きめの便所ブースを男女それぞれに1ブース設けること。
- (d) バリアフリースイートイレは、車いすで利用できる仕様とし、各階の生徒用トイレに1箇所設け、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。また、保健室のある階については、保健室に近接して配置すること。
- (e) 教職員・来客用トイレ及びバリアフリースイートイレは暖房・洗浄機能付き便座とすること。
- (f) 生徒用トイレは将来的に暖房・洗浄機能付き便座が設置できるよう、電源等の設備を整備すること。
- (g) 生徒用トイレ（女性用）の各個室には生理用品を置く棚を設置すること。
- (h) 教職員・来客用のトイレを生徒用トイレとは別に、管理諸室との動線に配慮して配置すること。

- (i) トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、色彩や作品展示等による演出等、安らぎの空間となるよう計画すること。
- (j) トイレは乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を設置することとし、男女共用とする場合には双方からの利用しやすさに留意すること。また、室内照明や手洗い水栓に人感センサーを設置すること。
- (k) トイレの大便器は全て洋式とすること。
- (l) LGBTQ に配慮して計画することが望ましい。

カ 手洗い場

- (a) トイレ用の手洗いとは別に、各階に適切な数量（教室あたり、2、3箇所程度）の手洗い場を廊下に設け、各諸室からの利用動線に配慮すること。
- (b) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- (c) 水栓は、自動水栓を基本とすること。
- (d) 生徒やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。

⑧ 屋内運動場

ア 共通

- (a) 近隣住宅への音、振動（バスケットボール、バレーボール等の活動によるもの等）による影響が生じないように留意するとともに、運動で生じる階下への音、振動に配慮すること。
- (b) 学校体育等のスポーツ活動に対応可能な計画（天井及び壁面に衝突安全性・耐久性を備え、各種スポーツ等の実施による窓ガラスの破損を防止する等）とし、学校の式典などが十分に行える広さとする。
- (c) 学校行事や地域開放などに配慮し、舞台、器具庫等を配置すること。また、生徒用トイレ、更衣室を隣接させること。
- (d) アリーナとサブアリーナは同一階に設けることが望ましい。
- (e) 災害時の避難所となることを想定し、天井から照明器具等が落下しない構造とすること。
- (f) グラウンドと屋内運動場を一体的に使用する学校行事や地域開放などに配慮し、グラウンドからの屋内運動場に直接出入りができるような動線を検討すること。

- (g) 2階に直接出入りできる外階段を設置すること。また、内階段でも2階にアクセス可能な計画とすること。
- (h) 地域開放利用に配慮し、防犯区画を計画し、学校利用スペースと物理的に区画すること。
- (i) 屋内運動場利用者の利用しやすい位置に、ウォータークーラー及び製氷機（鍵付き）を設置すること。

イ アリーナ

- (a) 天井高は、コート表面から12.5m以上（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）を確保すること。また、床材は、適度なクッション性のある材質とすること。
- (b) アリーナ面積は、中学生用のバスケットコート2面（公式サイズ）が確保できる大きさとする。
- (c) アリーナには、バスケットボールコート2面（加えて、縦方向にメインコート1面分の確保すること）、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面、ハンドボールコート1面のライン及び床金具等を設けること。
- (d) アリーナには、3面分（メインコート分含む）のバスケットボール用ゴールを設置すること。
- (e) ステージとアリーナの間に開閉式の防球ネットを設置すること。また、アリーナの中央に開閉式の防球ネットを設置し、2分割して利用できるようにすること。
- (f) 壁や柱、建具、器具（スピーカーや消火器等）等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- (g) アリーナの照明は、LED照明とし、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。また、暗転できるよう設えること。
- (h) アリーナの床面においても中間期に十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。
- (i) コート面上階には、アリーナの外周を一周できる通路を確保すること。

ウ サブアリーナ

- (a) 天井高は、コート表面から5.0m以上（障害物があれば床面からその障害物までの高さ）を確保すること。また、床材は、適度なクッション性のある材質とすること。
- (b) 卓球台6台分の競技領域（1台当たり7m×14m）を確保すること。

- (c) 壁や柱、建具、器具（スピーカーや消火器等）等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、生徒の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- (d) サブアリーナの照明は、LED 照明とし、ブロックごとに点灯操作できるよう計画すること。また、暗転できるよう設えること。
- (e) サブアリーナの床面においても中間期に十分な通風が得られるよう、自然換気に配慮した計画とすること。

エ 器具庫

- (a) 用具の用途や種類別に整理が可能な構造とすること。また、換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、壁や柱に物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。
- (b) 跳び箱、マットなど大型の器具類が収納できるスペースを確保すること。
- (c) 器具庫からアリーナ及びサブアリーナへ器具類を運ぶための動線に配慮すること。

オ ステージ

- (a) 式典等に使用するため、アリーナの短手側に奥行 6 m 程度のステージを設けること。
- (b) パイプ椅子等の収納スペースをステージ下に設けること。
- (c) ステージ照明は、照明バトン 2 列（ボーダーライト、サスペンションライト）、ピンスポットライト 2 台を設けることとし、調整室で操作することを前提として計画すること。
- (d) 音響は、前面壁埋込型スピーカー 2 台と可動式スピーカー、マイクロホン、ワイヤレスマイクロホン、移動用アンプ、マイク、調整卓を屋内運動場の大きさ及び学校運営を想定したときに適正な数量で設け、調整室で操作できること。
- (e) アリーナに床埋込型コンセント（プロジェクター用）とステージに専用分電盤及びフロアコンセントを設けること。
- (f) ステージへ昇降する階段（常設とし、左右から昇降できる形式のもの）及びスロープを設置すること。車いす用に電動式の昇降機を設置することは不可とする。
- (g) ステージの舞台袖にステージ控室を設け、雛壇、演台、スタッキングチェア、ピアノを安全に保管できるスペースを確保すること。

カ 屋内運動場玄関

- (a) 生徒が短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある屋内運動場玄関を昇降口玄関とは別に計画すること。また、外履きの保管（長靴も含む）、内履きの保管、履き替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- (b) 管理区分を考慮し、地域開放時には、学校関係者以外が校舎内へ侵入できないように管理区分を明確にすること。
- (c) 下足入れ及び傘立てを設置し、かつ、学校行事や各種イベント等での利用に支障がないよう、その規模や形状等を計画すること。
- (d) 屋内運動場用玄関にはスロープを設け、車いすに対応できるようにすること。

キ 更衣室・トイレ

- (a) 更衣室及びトイレ（男女別）は、施設規模に応じて適切に計画すること。また、学校行事、イベント等を考慮した配置とすること。
- (b) バリアフリースペースを1箇所設けること。
- (c) バリアフリースペースは、車いすで利用できる仕様とし、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。

ク 体育教官室

- (a) 6名以上の教職員が常駐し、校務を行うことができる計画とすること。
- (b) 屋内運動場各所への移動に便利かつ緊急対応ができるようにその配置・動線に配慮すること。
- (c) 教務系のLAN等を構築し、情報環境を整え、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるよう配線等は増設変更しやすいよう配慮すること。
- (d) 各種資料の日々の利用と適切な保管を考慮した棚を設けること。
- (e) シャワー及び男女別トイレを室内に設けること。
- (f) 流し・湯沸かし器、ミニキッチン、冷蔵庫等の設備を設けること。

⑨ 外構等

ア グラウンド

- (a) 体育の授業や運動会、クラブ活動（サッカー、野球、テニス、陸上）などの球技、地域交流などの活動ができる十分な面積と使いやすい形状を確保すること。
- (b) テニスコート2面分を整備し、周囲をネットもしくはフェンスで囲うこと。
- (c) 芝での整備は不可とする。
- (d) 100m 走用のレーンの確保が可能な計画とすること。
- (e) 走り幅跳び用の砂場を設置し、助走路を確保すること。
- (f) 日照通風に十分配慮した配置とする。
- (g) 校庭の規模に配慮し、花壇、学級菜園等の付帯施設の設置を検討すること。
- (h) 地域イベント等での利用に配慮した位置に外部倉庫の設置を検討すること。
- (i) 十分な水飲み場を校庭への出入りなどに配慮した場所に設けること。
- (j) 構造および仕様は、適度な弾力性を備え、保水性と良好な排水性を確保する。また、砂塵の発生防止等に十分配慮し、日常のメンテナンスのしやすい仕様とすること。
- (k) 校舎および外部からの見通しを良くし、死角のない屋外空間とすること。
- (l) かまどベンチの設置等、震災時の避難場所としての対応を検討すること。
- (m) 植栽への水遣りのために、散水栓を整備すること。なお、設置にあたっては、学校側での管理面に留意した配置・箇所数とすること。
- (n) 校庭の砂飛散防止のために、スプリンクラーを設置すること。
- (o) 防災拠点や地域交流拠点としての役割を充足するために、校庭照明を設置すること。
- (p) 緊急車両がグラウンド内及び保健室に直接出入り・アクセス可能な計画とすること。
- (q) グラウンドから見える校舎外壁面に、直径 ϕ 900 程度の電波時計を設置すること。

イ 屋外体育倉庫

- (a) 校庭で利用する体育器具を収納する広さとすること。

- (b) 大型器具の出し入れしやすい扉を設置すること。
- (c) 体育器具が収納された器具庫と分けられた石灰庫を設置すること。

ウ クラブ室

- (a) 18 クラブ分の室を確保すること。ただし、クラブの活動状況に応じて、適宜見直すこと。
- (b) 各室にクラブ（部活）の用具入れや更衣スペースを確保すること。
- (c) クラブ室から校門まで外灯を設置し、安全性に配慮すること。
- (d) グラウンドや職員室などから見通しの良い場所に配置すること。

エ 屋外トイレ

- (a) 男女別のトイレを設置すること。
- (b) 運動会や地域開放、地域イベントなどでの利用に配慮すること。
- (c) 水栓は、手動式を基本とすること。

オ 廃棄物保管場所

- (a) 生徒や教職員のゴミ出し動線、回収車の動線に配慮すること。
- (b) 分別などリサイクル教育への利用に配慮すること。

カ 校門通用門

- (a) 生徒の登下校および搬入サービス動線、緊急車両の進入路や地域活動行事における搬入ルートを検討した配置・大きさとする。
- (b) 正門については、校内からの施錠管理を前提とした設備を設けること。
- (c) スクールバスや給食配送車の進入に配慮した計画とすること。

キ 駐車場・駐輪場

- (a) 駐車場は敷地の状況等に応じ、必要台数（教職員用：20 台以上、来客用：10 台（うち 1 台は障がい者用））分のスペースを設置すること。
- (b) 駐輪場は、10 台分程度（自転車・バイク用）を設けること。
- (c) 歩行者、生徒の安全に配慮し、設置すること。
- (d) 本施設までのスムーズな動線を確保する計画とすること。なお、障がい者用駐車場は屋根付きとし、庇等により利用者等が雨に濡

れずに本施設にアクセスできるように計画すること。

- (e) 来客用駐車場から来客用玄関までのアプローチは、分かりやすく、明確な動線計画とすること。
- (f) 駐車場の仕上げは、アスファルトで舗装し、適宜車止めを設置すること。また、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画を計画すること。
- (g) 外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。

3 設計業務実施に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、本要求水準書、応募時の提案書類及び事業契約書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (a) 事業者は、設計業務の内容について本村と協議し、業務の目的を達成すること。
- (b) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本村に対して定期的に報告を行うこと。
- (c) 事業者は、事業契約締結後、必要に応じて、速やかに電波障害調査を行うこと。
- (d) 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を実施するものとする。
- (e) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。
- (f) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を本村に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本村に提出すること。
- (g) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本村の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (h) 本村が村議会や村民等（近隣住民並びに本施設の教職員、保護者及び生徒を含む。）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、本村の要請に応じて設計内容や事業費等に関する資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の引渡し予定日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、本村及び本施設との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

(3) 設計体制と主任技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- (a) 設計業務着手届 : 1 部
- (b) 主任技術者届（設計経歴書を添付すること） : 1 部
- (c) 担当技術者・協力技術者届 : 1 部

(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本村に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

(5) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、開発許可手続きは事前申請済みであるが、必要に応じて、適宜変更対応もしくは再申請を行うこと。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本村に提出すること。

(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。なお、基本設計・実施設計における各提出書類は、令和六年一月九日国土交通省告示第八号別添一 1 一及び二の ロ 成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとする（展開図と平面詳細図は全室を対象とする。）。

本村は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

提出図書は全てのデジタルデータ（PDF 及び CAD データも含む。）も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本村の指示するところによる。

また、事業者は、次の書類を作成し、逐次本村及び学校に説明すること。

① 基本設計

(a) 意匠設計図、基本設計説明書	: 1 部
(b) 構造計画概要書	: 1 部
(c) 設備設計図・各種計算資料	: 1 部
(d) 什器・備品リスト・カタログ	: 1 部
(e) 工事費概算書	: 1 部
(f) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
(g) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
(h) その他必要資料	: 1 部
(i) 上記の全てのデジタルデータ	: 1 式

② 実施設計

(a) 意匠設計図	: 3 部
(b) 構造設計図	: 3 部
(c) 設備設計図	: 3 部
(d) 什器・備品リスト・カタログ	: 1 部
(e) 外観・内観パース	: 1 式
(f) 工事費積算内訳書・積算数量調書	: 1 部
(g) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
(h) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 1 部
(i) その他必要図書	: 1 部
(j) 上記の全てのデジタルデータ	: 1 式

(7) 設計業務に係る留意事項

本村は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに本村から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(8) 設計変更について

本村は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等）が発生したときは、本村が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3 建設・工事監理業務

1 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、応募時の提案書類、事業契約書及び設計図書に基づいて、本施設の建設・工事監理を行うこと。

2 業務期間

(1) 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

本施設の建設については、令和11年2月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。本施設は令和11年4月までに供用を開始する予定である。また、什器・備品の調達・設置については、工事完了後から供用開始までに、その設置を終えるものとする。

(2) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本村と事業者が協議して決定するものとする。

3 業務の内容

(1) 基本的な考え方

- (a) 事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において本村が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (b) 建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること。
- (c) 本事業の着手に先立つ近隣住民への説明や調整並びに境界調査は本村が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- (d) 建設工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (e) 本村が実施する近隣住民への説明等に起因する遅延については、本村がその責めを負うものとする。
- (f) 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応す

ること。

- (g) 建設・工事監理業務期間中における本村とのいわゆる現場総合定例会等や打合せ協議（月1回の工事進捗状況報告等）を事業予定地内で実施できるよう、現場事務所を原則として事業予定地内に設置し、打合せスペースを確保すること。
- (h) 本村が村議会や村民等（近隣住民並びに本施設の教職員、保護者及び生徒を含む。）に向けて建設工事に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、本村の要請に応じて工事内容や事業費等に関する資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと。

(2) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (a) 関連法令等を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (b) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や本施設の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (c) 近隣住民への対応について、事業者は、本村に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (d) 近隣住民や教職員等に対しては、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。

(3) 実施体制

- (a) 事業者は、工事監理業務について管理技術者を配置し、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門別の主任技術者を配置すること。また、建設業務は、主体工事である建築工事より主任技術者及び現場代理人を責任者として配置すること。なお、建設業務における主任技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- (b) 業務実施体制について、業務の開始前に本村の承諾を受けること。管理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、管理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- (c) 管理技術者、主任技術者及び現場代理人の具体的要件は特に定めていないが、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

(4) 着工前業務

① 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本村に提出すること。

② 近隣調査、準備調査等

- (a) 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (b) 建設工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても、建設工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。

③ 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、工事監理主旨書（重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの）及び詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本村に提出して、承諾を得ること。

- (a) 工事監理体制届 : 1 部
- (b) 工事監理者選任届（経歴書を添付） : 1 部
- (c) 工事監理業務着手届 : 1 部

④ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに本村に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- (a) 工事実施体制届 : 1 部
- (b) 工事着工届 : 1 部
- (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） : 1 部
- (d) 承諾願（仮設計画書） : 1 部
- (e) 承諾願（工事記録写真撮影計画書） : 1 部
- (f) 承諾願（施工計画書） : 1 部
- (g) 承諾願（主要資機材一覧表） : 1 部
- (h) 報告書（下請業者一覧表） : 1 部

(i) 上記の全てのデジタルデータ : 1 式

※ただし、承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が本村に提出するものとする。

(5) 建設期間中業務

① 建設工事業務

各種関連法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い建設・工事監理業務を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本村に月 1 回報告するほか、本村から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (b) 事業者は、本村と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本村に連絡すること。
- (c) 本村は、事業者や建設業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (d) 建設工事に伴い残土が発生する場合は、その残土を処分場まで運搬し、適切に処分すること。
- (e) 事業者の提案により、現中城中学校の敷地から事業予定地内へ記念碑・記念樹等（「資料 16 現中城中学校の記念碑・記念樹等リスト」に示す。）の移設・移植を行う場合には、本村と調整して実施すること。

② 什器・備品の調達・設置業務

- (a) 設計図書に基づき、「資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の製作及び設置を工事に含めて行うこと。なお、什器・備品については、既存校舎等から什器・備品等を移設する可能性もあるため、「資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト」に記載する什器・備品の変更等、適宜本村と調整すること。
- (b) 什器・備品の仕様については「資料 6 建設業務に含む什器・備品等リスト」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。什器・備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性

有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。なお、リース方式による調達は認めないものとする。

- (c) 什器・備品の設置に際しては、事前に本村とのスケジュール調整を行うこと。
- (d) 完成検査後、供用開始までの期間における教職員の什器・備品に関する習熟及び訓練について、本村からの要請に応じて、メーカー等からの指導員の派遣を受けること。
- (e) 什器・備品の台帳を作成すること。また、什器・備品の台帳に記載した什器・備品に対して什器・備品標示シールを事業者側で用意し、貼り付けること。

③ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成し、工事監理の状況を本村に定期的に（毎月1回程度）報告するほか、本村の要請があったときには随時報告を行うこと。
- (b) 本村への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (c) 工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

④ 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (a) 工事中における近隣住民等の安全対策については万全を期すこと。
- (b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (c) 近隣住民等からのクレーム、要望等に対し、迅速に判断して対処すること。

⑤ 電波障害対策業務

本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、建設期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

⑥ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本村が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、建設期間中に、次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく本村に提出すること。

【建設期間中の提出書類】

(a) 工事工程表（全期間及び月間）	： 1 部
(b) 工事報告書（工事進捗状況報告書）	： 1 部
(c) 工事監理報告書	： 1 部
(d) 承諾願（各種施工図）	： 1 部
(e) 承諾願（機器承諾願）	： 1 部
(f) 承諾願（残土処分計画書）	： 1 部
(g) 承諾願（産業廃棄物処分計画書）	： 1 部
(h) 承諾願（再資源利用（促進）計画書）	： 1 部
(i) 承諾願（主要工事施工計画書）	： 1 部
(j) 承諾願（生コン配合計画書）	： 1 部
(k) 報告書（各種試験結果報告書）	： 1 部
(l) 報告書（各種出荷証明）	： 1 部
(m) 報告書（マニフェスト A・B 2・D・E 票）	： 1 部
(n) その他必要書類	： 1 部
(o) 上記の全てのデジタルデータ	： 1 式

※承諾願については、建設業務を行う者が工事監理者に提出してその承諾を得た後、工事監理者が本村に提出するものとする。

(6) 完成時業務

① 自主完成検査及び完成確認

自主完成検査及び完成確認は、次の「ア 事業者による自主完成検査」及び「イ 本村の完成確認」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、本村による完成確認後に、「ウ 完成図書の提出」に基づき必要な書類を本村に提出すること。

ア 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において、関連する要綱・基準等を踏まえた自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施すること。

- (b) 自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本村に書面で通知すること。
- (c) 事業者は、本村に対して、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- (d) 事業者は、本村の完成確認までに関連法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

イ 本村の完成確認

本村は、事業者による上記の自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、本施設、設備機器、器具、什器・備品等について、次の方法により完成確認を実施する。

- (a) 本村は、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施し、当該確認の結果を事業者に通知するものとする。
- (b) 完成確認は、本村が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (c) 事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本村への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各設備機器、器具、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本村に提出してその説明を行うこと。
- (d) 事業者は、本村の行う完成確認の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再確認を受けること。なお、再確認の手続きは完成確認の手続きと同様とする。
- (e) 事業者は、本村による完成確認後、是正事項又は改善事項がない場合には、本村から完成確認通知を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、本村による完成確認に必要な次の完成図書を本村の完成確認の日までに提出すること。また、これら図書の保管場所を校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本村の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

(a) 工事完了届	: 1 部
(b) 工事記録写真	: 1 部
(c) 完成図（建築）	: 1 式（製本図 1 部）
(d) 完成図（電気設備）	: 1 式（製本図 1 部）
(e) 完成図（機械設備）	: 1 式（製本図 1 部）
(f) 完成図（昇降機）	: 1 式（製本図 1 部）
(g) 完成図（什器備品配置表）	: 1 式（製本図 1 部）
(h) 什器備品リスト・カタログ	: 各 1 部
(i) 完成調書	: 1 部
(j) 完成写真	: 1 部
(k) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	: 3 部
(l) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	: 3 部
(m) その他必要書類	: 1 部
(n) 上記の全てのデジタルデータ	: 1 式

第4 維持管理業務

1 維持管理業務総則

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、応募時の提案書類、事業契約書、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づき、本施設の建築設備の性能及び機能を常時適切な状態に維持し、利用者等の安全確保を最優先として、本施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、授業、執務等が快適に行えるよう、次の維持管理業務を実施すること（「資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」参照）。

事業者は、維持管理業務を実施するに当たって、本要求水準書のほか、最新版の「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築保全センター編集・発行）にも準拠すること。

維持管理業務の対象は、外構等を含めた本施設全体とする。なお、事業者の提案により整備した全ての建築物、建築設備及び外構等についても維持管理業務の対象とし、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保つこと。維持管理業務の実施に必要なと考えられる消耗品は、その都度更新すること。

- (a) 建築物保守管理業務
- (b) 建築設備保守管理業務
- (c) 外構等維持管理業務
- (d) 環境衛生業務
- (e) 保安警備業務
- (f) 修繕業務
- (g) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 業務期間

業務期間は、本施設の本村への引き渡し日から令和26年3月末日までとする。

(3) 維持管理業務仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本村と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法並びに本村による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成すること。

維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案するものとし、事業者は、これらについて本村と十分に協議を行った上で、本施設の維持管理業務開始予定日の1ヶ月前までに本村及び学校に維持管理業務仕様書の提出を行うこと。

(4) 維持管理業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程その他必要な項目を記載した維持管理業務計画書を作成し、本村に提出の上、承諾を得ること。

なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、本施設の維持管理業務開始予定日の6ヶ月前から本村と協議を行い、本施設の維持管理業務開始予定日の1ヶ月前）までに本村及び学校へ提出すること。

- (a) 維持管理は、利用者等の安全確保を最優先とし、予防保全を基本として、劣化等による危険及び障害の発生の未然防止に努めること。
- (b) 本施設の建築設備が有する性能を保つこと。
- (c) 本施設の建築設備の財産価値の保全に努めること。
- (d) 合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- (e) 本施設の環境を快適かつ衛生的に保ち、利用者等の健康を確保するよう努めること。
- (f) 省資源及び省エネルギーに努めること。
- (g) ライフサイクルコストの削減に努めること。
- (h) 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- (i) 故障や不具合（以下「不具合等」という。）によるサービスの中断時の対応をあらかじめ定め、早期のサービス提供の再開に努めること。
- (j) 上記の項目を実現するための具体的な取組みについて、事業期間中の工程を定め、実施すること。

(5) 業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る業務報告書（月次報告書及び年次報告書）を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証、設備管理台帳等と併せて本村及び学校に提出すること。なお、各種業務報告書の提出期限は事業契約書（案）に定めるものとする。

また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても四半期ごとに作成し、本村及び学校に提出すること。なお、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書の提出期限は事業契約書（案）に定めるものとする。

なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管し、管理すること。

(6) 各種提案

維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し、本村に提出すること。提案の内容については、本村と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。

(7) 業務実施上の留意点

① 法令の遵守

関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。

② 業務実施体制の届出

事業者は、維持管理業務の実施に当たり、維持管理業務全体を総括する総括責任者、維持管理に係る業務区分ごとの業務責任者及び業務担当者を配置し、その実施体制（総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。）を、毎年度の維持管理業務計画書と併せて、本村に届け出ること。

③ 業務担当者

- (a) 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務実施に最適と考えられる業務担当者を選定すること。
- (b) 関係法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を業務担当者を選任し、事前にその氏名及び資格を本村に通知すること。
- (c) 業務担当者は、本施設の維持管理業務の従事者であることを容易に識別できるようにした上で、作業に従事すること。
- (d) 事業者は、業務担当者が他に不快感を与えないような服装かつ態度で作業を実施するよう、十分指導監督すること。

④ 点検及び不具合等への対応

点検及び不具合等への対応は、維持管理業務計画書に従い、適時適切に実施すること。特に、不具合等への対応については、速やかに実施すること。

⑤ 緊急時の対応

- (a) 事故、火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ本村と協議し、維持管理業務計画書に記載すること。
- (b) 事故、火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本

村及び関係機関に報告すること。

- (c) 事業者は、設備の異常等の理由で、本村から要請を受けた場合には、業務の対象範囲外であっても関連業務の業務責任者又は業務担当者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、本村の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良、不備等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

⑥ 協議等

- (a) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本村と協議すること。
- (b) 事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、本村の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

⑦ 関係機関への届出・報告

事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係機関への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。

2 建築物保守管理業務

事業者は、本施設の建築物の構造部、屋根、外壁、内壁、天井、床、階段、建具等の各部位について、利用者等の安全を確保しつつ、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、仕上げ材についても美観を維持するとともに、破損、漏水等がなく、本施設の完全な運用が可能となるように、設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、定期的に建築物の状態を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物の各部位を常に最良な状態に保つよう努めること。また、関係法令等に基づく法定の点検、調査、検査の実施及び報告書等の作成を行うこと。

- (a) 外観・景観上や仕上げ材において、清潔かつ美しい状態を保ち、破損、漏水等がなく、適正な性能、機能が維持できる状態に保つこと。
- (b) 部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定を行い、迅速に修繕等を行い、適正な性能及び機能、美観が発揮できる状態に保つこと。
- (c) 金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。

- (d) 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つこと。
- (e) 建築物内外の通行等を妨げず、学校運営に支障をきたさないこと。
- (f) 建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要が生じた場合の被害拡大防止に備えること。
- (g) 保守、修繕、更新を行った内容について、適宜本村に報告すること。

(2) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合等の修理を行うこと。
- (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 故障、不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本村及び学校に報告すること。

3 建築設備保守管理業務

事業者は、本施設の建築設備全般について、建築基準法の定期調査・検査報告（設備、昇降機、防火設備）や消防法の定期点検制度（消防用設備等点検、防火対象物の定期点検）等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

なお、保守管理業務の対象は、「資料8 主な維持管理業務項目詳細一覧」に示す建築設備（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機設備、自動ドア・シャッター設備、消防設備、防火設備）、厨房機器、その他の設備等とする。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、建築設備が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に観察し、設備の運転、停止、測定等によりその状態を確認して判定の上、点検表に記録するとともに、各設備を常に最良な状態に保つこと。

また、関係法令等に基づく点検、調査、検査の実施及び報告書等の作成を行うこと。加えて、定期の点検等を実施し、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。特に、次の点に十分留意して保守点検を行うこと。

- (a) 常に正常な機能及び性能を維持できるよう、設備系統ごとに適切な点検計画を作成すること。
- (b) 点検により建築設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は本施設の運用に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、更新等）により対応すること。

- (c) 建築設備等に付随する消耗品（管球等）については、適宜、交換すること。
- (d) 建築設備のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、施設利用の安全性を確保すること。
- (e) 換気扇及びフィルターは、定期的に点検・清掃し、必要に応じて交換すること。特に、除菌フィルターは、目づまりによる風力不足、破損等による除菌効果の低下が生じないように定期的に点検し、必要に応じて交換すること。
- (f) 施設内の温度及び湿度を定期的に測定し、空調設備の作動状況を適正に保つこと。
- (g) ボイラー関係機器を設置する場合は、錆が発生しないよう細心の注意を払うこと。
- (h) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）（平成 13 年法律第 64 号）に定める機器の帳票作成及び点検を実施すること。
- (i) 昇降機設備は、機能維持に必要な機器・部品の取替、調整等の修理を実施すること。
- (j) 消防法等の関係法令等に定める消火栓ホースや消火器の定期的な耐圧性能試験を実施し、更新等を行うこと。
- (k) ガスメーター、集合装置、圧力調整器及びガス漏れ警報器は、法令等及び製造者又は供給業者の定める使用期限内において更新すること。

(2) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合等の修理を行うこと。
- (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 故障、不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本村及び学校に報告すること。

4 外構等維持管理業務

事業者は、敷地内の外構等（校庭や工作物等も含む。）に関し、関連法令等に従い、美観を保ち、年間を通じて利用者等の安全性を確保するよう維持管理すること。

(1) 定期保守点検業務

事業者は、校庭、植栽、屋外施設、工作物、舗装面、排水溝、排水桝、その他

の工作物等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。

- (a) 校庭（校庭内に設置する防球ネットや屋外競技器具を含む。）については、安全に利用可能な状態に保つこと。
- (b) 植栽は、整然かつ適切な水準に保つこと。なお、適切な水準に関する内容は、事業者の提案によるものとする。
- (c) 屋外施設（駐輪場等）、工作物（フェンス、門柱、外灯、サイン等）は、機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つこと。
- (d) 舗装面は、歩行者や車両の通行に支障がない状態を保つこと。
- (e) 排水溝や排水桝等は、雨水処理が適切になされるよう維持管理すること。
- (f) 敷地境界部のフェンス等は、ハブ等の危険生物が敷地内に侵入しないよう、破損部等の無い状態に保つこと。

(2) 植栽管理業務

事業者は、敷地内の植栽に関し、本施設の学校運営や敷地周辺の通行、近隣住民の生活等に支障が生じないように、必要に応じ、剪定・刈り込み、除草、害虫防除等を行うこと。

また、害獣（ハブ等）が潜むことが無いよう、視認性にも配慮した管理を行うこと。

(3) 不具合等への対応

- (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。
- (b) 不具合、要望等に対し、迅速に対処すること。
- (c) 不具合、要望等に対しては、現場を調査した上で、初期対応及び処置を行い、速やかに本村及び学校に報告すること。

5 環境衛生・清掃業務

事業者は、本施設（校庭、外構、その他敷地内の全ての工作物等を含む）を、美しく、かつ心地良く、衛生的に保ち、学校運営が円滑に行われるよう、環境衛生・清掃業務を実施すること。

(1) 環境衛生業務

- (a) 事業者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、「学校環境衛生基準」等の関連法令等に基づ

き、施設管理上必要な検査・測定、清掃等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。

- (b) 施設内の害虫の生息状況等を定期的に調査するとともに、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。また、害虫の駆除を行うこと。なお、駆除作業は、専門技術者の指導のもとに適切に行うこと。
- (c) 本施設の飲料水等の生活用水の水質検査、空気環境測定等を行うこと。
- (d) 受水槽及び排水設備の清掃に伴う廃棄物については、事業者にて適切に処分すること。
- (e) 関係官公署の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。
- (f) 関係官公署から改善命令を受けたときは、その旨を、関係する事業者にも周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者、本村及び学校に具申すること。

(2) 定期清掃業務

- (a) 事業者は、日常清掃では実施しにくい本施設内の床洗浄、床面ワックス塗布等を定期的に行うこと。
- (b) 事業者は、本施設の屋根、屋上や樋、ドレーン、その他設備機器等の日常清掃で清掃できない箇所の清掃を定期的の実施すること。
- (c) 日常清掃は、主に生徒、教員及び学校技能員にて実施するが、同箇所の清掃は、事業者が実施する定期清掃でも実施すること。
- (d) 教育活動により排出される産業廃棄物、古紙、廃油等の搬出や処分は、学校で行うものとする。

6 保安警備業務

事業者は、本施設を保全し、利用者等の安全を確保し、学校運営に支障が生じないよう、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備業務及び防火・防災業務を適切に実施すること。

なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本村、学校及び関係機関へ通報及び連絡を行うこと。

(1) 防犯・警備業務

- (a) 夜間及び休日等、学校が無人となる際において、施設の利用区分やセキュリティラインを踏まえた機械警備を行うこと。

- (b) 機械警備の設置箇所は、「資料5 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に示す箇所を必須とし、各諸室の特徴や本施設の安全確保のあり方を踏まえて、効率的に全体を監視できるように事業者が提案し、本村及び学校と協議の上、決定するものとする。
- (c) 校長室、職員室、事務室、保健室、理科準備室は個別に機械設備での管理を行う計画とすること。
- (d) 機械警備のための警備機器については、適切に作動するように定期的に保守点検・管理を行うこと。

(2) 防火・防災業務

- (a) 緊急時の安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- (b) 避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。
- (c) 火の元、消火器、火災報知器等の点検を定期的に行うこと。
- (d) 報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、緊急時の集合場所等を示す平面プランを作成して最新情報に更新し、それぞれ関連場所に目立つように表示すること。
- (e) 火災若しくは災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、防火管理者が定める防災計画等に従い、速やかに対応すること。
- (f) その他、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合は、学校の防火管理者の指示に従うこと。

7 修繕業務

事業者は、事業期間中、本施設の建築物、建築設備及び外構が要求水準に示す性能及び機能を保ち、劣化に伴う機能低下を防止するため、必要な修繕又は更新を行うこと。ただし、ここでいう修繕又は更新とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。

(1) 長期修繕（保全）計画及び大規模修繕計画の作成

- (a) 事業者は、建築物、建築設備に係る事業期間全体の長期修繕（保全）計画及び大規模修繕計画を作成し、本村及び学校に提出すること。なお、建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本村が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ただし、可能な限り事業期間内の大規模修繕が少なくなるような施設計画を行うこと。
- (b) 長期修繕（保全）計画及び大規模修繕計画は、維持管理業務開始

予定日の2ヶ月前までに提出すること。

(2) 修繕業務

- (a) 事業者は、長期修繕（保全）計画に基づき、施設の運営に支障をきたさないよう、計画的に修繕を行うこと。
- (b) 修繕の実施に当たっては、事業者がその具体的な修繕方法及び修繕費等を提案し、本村の承諾を得て実施するものとする。
- (c) 事業者は、修繕を実施した場合、修繕箇所について、本村の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、実施した修繕の設計図及び完成図等の書面を本村及び学校に提出すること。
- (d) 長期修繕（保全）計画は、施設の劣化状況等を踏まえて毎年度、内容を更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて本村及び学校へ提出すること。

(3) 修繕業務費の計上方法及び支払い方法等

- (a) 事業者は、事業期間全体での修繕業務費として、37,500 千円（消費税等相当額を除く）を計上し、長期修繕（保全）計画を作成すること。
- (b) 修繕業務費は、当該長期修繕（保全）計画をもとに毎事業年度支払うこととする。
- (c) 修繕業務費の執行残額が生じた場合、事業者は、事業終了時に当該執行残額を本村へ返還することを基本とするが、協議により決定する。